令和8年度　第６回杵築市農業委員会総会議事録

令和８年９月８日　金曜日　午後１時３０分　杵築市農業委員会総会を　杵築十王教育文化会館２階会議室に招集した。

１．総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋雄蔵	2番	長友礼子	3番	藤原洋三
4番	小野弘文	5番	田坂圭司	6番	阿部正俊
7番	古宮輝美	8番	永野　恵	9番	河野秀徳
10番	岩尾一也	~~11番~~	~~藤松美潮~~	12番	廣石良幸
13番	松田　司	14番	木村房雄		

１．総会に欠席した委員は次のとおりである。

１．総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河村全明	緒方幸茂	~~藤原力男~~	川野勝彦	杉本幸雄
片岡正子	藤崎公徳	荒巻良直	三浦政己	川﨑孝子
~~古宮政敏~~	加藤定一	甲斐義信	~~伊藤美生~~	宮本達夫
~~豊田健二~~	野田由紀	三浦真治		

１．総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	安只邦盛	次長兼農地・管理係長	深田啓介
農地・管理係主査	梶原由紀子	農地・管理係主任	加藤　翼

１．総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第　２７　号	農地法第３の申請について
議案第　２８　号	非農地証明願いについて
議案第　２９　号	農用地利用集積等促進計画(案)の所有権移転について
報告第　８　号	農地法第１８条第６項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和８年度第６回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	（　１３　：　３５　開始）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により、[redacted]番　[redacted]委員、[redacted]番　[redacted]委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名でありますが、書記については事務局職員より[redacted]並びに[redacted]を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第２７号から議案第２９号までの３議案１０件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第２７号」「農地法第３条の申請について」の１番を議題といたします。番号１番については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に抵触しますので、[redacted]委員には退出していただきたいと思います。
	＜　[redacted]委員、退出　＞
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[redacted]です。よろしくお願いします。 議案書１ページをお開きください。 「議案第２７号」　農地法第３条の申請について 農地法第３条第１項及び同法施行令第１条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号１番、申請人、譲渡人、[redacted]区、[redacted]、８７歳。譲受人、[redacted]区、[redacted]、５９歳。申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳現況ともに畑、地積４，０７２㎡、合計２０筆の３３，００６㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて３９０．４アール。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	１番について[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月１８日に農業委員と事務局２名と現地確認を行いました。場所は地図の1ページから4ページです。本人の家の真下あたりからずっと土地がありますが、現在も耕作している土地です。譲受人は地域内で大規模に営農しております。まだ若く、周囲の管理耕作に問題ないと思います。慎重審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は、取得後に水稲・イチゴ苗などを栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、 耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号１番です。特に不許可の要件には該当しません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 以上です。
議長	只今、「議案第２７号」の１番について、事務局及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第２７号」の１番については、農地法第３条第１項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第２７号」の１番については、これを許可することに決します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[redacted]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	＜　[redacted]委員、入室　＞
議長	次に、「議案第２７号」の２番から５番を議題といたします。２番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号２番、申請人、譲渡人、[redacted]区、[redacted]、６４歳。譲受人、[redacted]区、[redacted]、８７歳。申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳現況ともに田、地積１，１７０㎡、合計１筆の１，１７０㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて２９．４アール。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	２番について、[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月２１日に事務局２名と現地確認を行いました。地図は５ページと６ページです。場所は[redacted]から[redacted]地区の方面に２つ目の信号を渡った道路の下にあります。譲渡人は現在６４歳ですが若いころから病弱で、田の管理ができないということで買ってもらえる人を誰か探していまして、譲受人が買うことになりました。譲受人は８７歳で高齢ですが、近所に耕作してくれる方がいますので、その方と一緒にしたいということです。現時点では問題ないかと思います。
議長	２番について、[redacted]農業委員よりご意見があればお願いします。
[redacted]委員	推進委員の説明のとおり、年齢的に高齢でありますが、他の田と同様に今までお願いしていた相手に引き続き管理をしてもらう予定のようです。譲渡人は病弱で農作業が厳しいということで相手方を探していたので、今回の話となったようです。慎重審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、管理が困難な譲渡人と、近隣に住んでいる譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後に地域の方と協力し水稲を栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号２番です。特に不許可の要件には該当しません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 以上です。
議長	次に、３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号３番、申請人、譲渡人、[redacted]市、[redacted]、６３歳。譲受人、[redacted]区、[redacted]、５３歳。申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳現況ともに田、地積１，

	１９４㎡、合計４筆の３，１３１㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて２５．４アール。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	３番について、[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月１７日、農業委員と事務局２名と譲受人で現地確認を行いました。１枚の田はすごくいい田なのですが、他は中山間地にある田です。相手方の要望で仕方なくのようです。営農集団がありしっかり植えているので荒れていることはありません。問題ないと思います。
議長	３番について、[redacted]農業委員よりご意見があればお願いします。
[redacted]委員	推進委員の説明のとおりですが、譲渡人は親からの贈与でずっと持っていて、最初は自分が借りて作っていましたが、途中で営農組合に貸して、今は全部営農集団が作っています。譲受人が買ってもまた貸し出すようなので、問題はないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住のため管理が困難な譲渡人と、周辺農地を管理している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後に水稲・麦を栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号３番です。特に不許可の要件には該当しません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 以上です。
議長	次に、４番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号４番、申請人、譲渡人、[redacted]区、[redacted]、６５歳。譲受人、[redacted]区、[redacted]、５３歳。申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳現況ともに田、地積１，０９９㎡、合計３筆の２，９３８㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて５５．２アール。 理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	４番について、[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月１７日、農業委員と事務局２名と現地確認を行いました。場所は[redacted]地域です。譲渡人の後継人がおらず探していたところ、譲受人は杵築にすんでいますが、[redacted]に父の家があり、農機具と農地を管理していますので、歳も若いのでこの人に所有権を渡したいという申し出がありました。慎重審議をお願いします。
議長	４番について、[redacted]農業委員よりご意見があればお願いします。
[redacted]委員	推進委員の説明のとおりですが、元々譲渡人が土地を買う人を探していて、譲受人が手を挙げました。譲受人の手伝いを自分が行っていますが、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、所有農機具の故障が増え、管理が困難になってきた譲渡人と、経営規模を拡大したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後に水稲を栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと

	判断されます。許可条件ですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号４番です。特に不許可の要件には該当しません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 以上です。
議長	次に、５番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号５番、申請人、譲渡人、[redacted]市、[redacted]　外２名、譲受人、[redacted]区、[redacted]、３８歳。申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳現況ともに田、地積１，８５８㎡、合計１筆の１，８５８㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて１６０．３アール。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	５番について、[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月１７日、農業委員と事務局２名と現地確認を行いました。場所は[redacted]の信号機からちょっと進んだところです。譲渡人と譲受人はごきょうだいということです。所有権を移動したいとのことで、何の問題もないと思います。
議長	５番について、[redacted]農業委員よりご意見があればお願いします。
[redacted]委員	推進委員の説明のとおりですが、譲渡人の田は譲受人が長年耕作していて、今回で話がまとまったようです。もともと親が農業をたくさんやっていて、牛と水稲をしていて、今は親が牛、譲受人が水稲で別々にやっているようです。慎重審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住のため管理困難な譲渡人と、現在、申請地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後に水稲を栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号５番です。特に不許可の要件には該当しません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 以上です。
議長	只今、「議案第２７号」の２番から５番について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第２７号」の２番から５番については、農地法第３条第１項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第２７号」の２番から５番については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第２８号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 １番について、事務局の説明を求めます。

事務局	議案書３ページをお開きください。 議案第２８号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号１番、申請者、[redacted]市、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目田、地積３７２㎡、合計１筆の３７２㎡。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成８年頃、前所有者である夫が農地法の許可を得ることなく、申請地を宅地の一部として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	１番について、[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月２０日、農業委員と事務局２名と現地確認を行いました。場所は[redacted]の横にある[redacted]の横です。前所有者である夫が農地法を理解していなかったため家を建てて、少し間がありましたがそこでも申請しておらず、始末書を今の所有者が出しています。問題ないと思います、慎重審議をお願いします。
議長	１番について、[redacted]農業委員よりご意見があればお願いします。
[redacted]委員	推進委員の説明のとおりです。写真のとおり、これを田に戻すのは不可能ですし、３０年前のことで理解していなかったということでありますので、問題ないと思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を８月２０日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。申請者の[redacted]さんは、平成１７年に夫からの相続で申請地を取得しています。前所有者である夫が、許可を得ないまま宅地として造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が添付されています。　ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第２の５に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、空き家と併せて売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、２番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号２番、申請者、[redacted]県、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目畑、地積１０７４㎡、合計１筆の１０７４㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成２３年頃までは、前所有者である父がみかんなどの果樹を作っていたが、高齢になり農地としての管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	２番について、[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月２０日に農業委員と事務局２名と行政書士と現地確認を行いました。ご覧のとおり雑木が生い茂った状態で、中々入れない状況です。申請者は横浜にお住まいで管理が不可能とのことですので、仕方ないかなと思います。
議長	２番について、[redacted]農業委員よりご意見があればお願いします。
[redacted]委員	説明のとおりですが、昔はみかん園だったようですが、今は雑木林となっており、復活は無理

	かなと思います。申請が通れば売却して、有効利用する人に売りたいという意向があるとのことで、土地の有効利用としては妥当な案件だと思います。慎重審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を８月２０日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。申請地の現況は、証明書発行基準第２の４に該当します。また、この土地は令和８年９月２０日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の土地と併せて売却する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号３番、申請者、[redacted]県、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目畑、地積２９４㎡、合計１筆の２９４㎡。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和５０年頃、前所有者である父が農地法の許可を得ることなく、申請地に住宅を建築してしまったとのことです。 以上です。
議長	３番について、[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月２１日に事務局と現地確認を行いました。場所は[redacted]というところがありますが、その真向いにあります。場所としてはとてもいいところで、現在は所有者が[redacted]県にいて居住していません。今回の建物の横にも住宅があり、そちらは地目が宅地です。昭和５０年ごろに父が建築したとのことで、地目の変更をしないまま今に至ります。空き家バンクに登録するため、確認したところ地目が判明し、はやく地目変更して売却したいと考えています。審議をお願いします。
議長	３番について、[redacted]農業委員よりご意見があればお願いします。
[redacted]委員	６ページの写真を見てもらえればですが、コンクリートで固めてありますので、農地に戻すのは不可能かなと思います。建築して50年は過ぎていますので、このまま売却という話になると思いますので、審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を８月２１日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。申請者は、平成２６年に父からの相続で申請地を取得しています。昭和５０年頃、前所有者である父が、許可を得ないまま住宅を建築してしまったとのことで、申請者からの始末書が添付されています。申請地の現況は、証明書発行基準第２の５に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しております。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、空き家と併せて売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、４番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号４番、申請者、[redacted]市、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地

	目田、地積６５㎡、外１筆、合計２筆の１０６㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成２６年に相続により申請地を取得したが、相続時点から雑草木が生い茂っており、やむなく農地としての利用を断念したとのことです。 以上です。
議長	４番について、[redacted]推進委員より説明願います。
[redacted]委員	８月１７日に農業委員と事務局２名と[redacted]で現地確認を行いました。写真を見てもらえればわかりますが、田がどこか全然わからない山です。完全に山林となっています。何も問題ないと思います。
議長	４番について、[redacted]農業委員よりご意見があればお願いします。
[redacted]委員	説明のとおりですが、この案件は[redacted]が申請者の別の山を買って、その分担金の話で出てきて、転用していずれは[redacted]がすべて買うようです。なので問題ないと思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を８月１７日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。申請地の現況は、証明書発行基準第２の４に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しております。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の土地と併せて売却する予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第２８号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第２８号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第２８号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第２９号」「農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について」の１番を議題といたします。番号１番については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に抵触しますので、[redacted]委員には退出していただきたいと思います。
	＜　[redacted]委員、退出　＞
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 「議案第２９号」農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条１１項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか意見を求める。 ア．所有権の移転、公社への買入れについてです。番号１番、申請人、譲渡人、[redacted]市、[redacted]　譲受人、大分市、公益社団法人　大分県農業農村振興公社　理事長岡本天津男、申請の土地、大字[redacted]、地番[redacted]、地目田、地積２，４３２㎡、他５筆、合計６筆の１

	０，８１２㎡。こちらは農地売買等支援事業による公社買入となります。今後は、公社から[redacted]への売渡しを予定しているものです。よって、今回の所有権の移転面積は、番号１番の６筆、１０，８１２㎡です。 以上です。
議長	只今、「議案第２９号」の１番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第２９号」の１番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第２９号」の１番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[redacted]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	＜　[redacted]委員、入室　＞
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第８号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書５ページをお開き下さい。 報告第７号　農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。 下記の土地について農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号１番の借人、[redacted]が借り入れている、大字[redacted]の土地、計１筆、５６８㎡を、貸人、[redacted]に返還するための合意解約です。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和８年度第６回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（　１４　：　１０　終了）